

令和2年11月定例会

# 請 願 ・ 陳 情

(現状と県の取組状況)

### 【継続】 令和2年11月定例会請願・陳情

所管	受理番号	請願	陳情	所管	件名	提出者	ページ
総務教育	2-27		○	新時代創造	女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書の提出について	選択議定書の批准を求める会とっとり 世話人 虎井 佐恵子 ほか	3

### 【新規】 令和2年11月定例会請願・陳情

所管	受理番号	請願	陳情	所管	件名	提出者	ページ
総務教育	2-29		○	総務	日本学術会議任命拒否問題に係る真相究明等を求める意見書の提出について	足羽 佑太	5
福祉生活病 院	2-30		○	生活環境	風力発電施設のガイドラインの策定について	鳥取県に風力発電施設に関するガイドラインの 策定を求める会 代表 影井 俊一郎	6
農林水産 商工					(付託なし)		—
地域づくり 県土警察	2-31		○	地域づくり	全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的 改定に取り組むよう求める意見書の提出について	沖縄と連帯するととりの会 共同代表 石田 正義 ほか	8
	2-32		○	地域づくり 県土整備	百塚古墳群の歴史的価値を鑑みての産業廃棄物最終処分場としての使用について	河本 六美	9

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年－27号 (2.9.4)	新時代創造	<p>女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書の提出について</p> <p>選択議定書の批准を求める会とっとり 世話人 虎井 佐恵子</p> <p>選択議定書の批准を求める会とっとり 世話人 佐々木 千代子</p> <p>選択議定書の批准を求める会とっとり 世話人 山口 とも子</p> <p>選択議定書の批准を求める会とっとり 世話人 星川 淑子</p> <p>選択議定書の批准を求める会とっとり 世話人 早川 幸子</p>	<p><b>【現 状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女子差別撤廃条約は、1979年12月に第34回国連総会において採択され、我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准した。</li> <li>・女子差別撤廃条約選択議定書は、1999年10月に第54回国連総会において採択され、2000年12月に発効したが、我が国は批准していない。</li> <li>・女子差別撤廃条約 締約国 189 か国 うち同条約選択議定書 締約国 114 か国 [2020年10月現在]</li> </ul> <p>&lt;国における検討状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選択議定書に規定される個人通報制度については、「国内の確定判決と異なる内容の見解が出された場合」、「通報者に対する損害賠償や補償の要請を求められた場合」、「法改正を求める見解が出された場合」等について、我が国の司法制度や立法制度との関係との関連でどう対応するかという論点があるとされている（令和2年3月26日参議院外交防衛委員会における茂木外務大臣答弁）。</li> <li>・政府においては、人権に関する様々な条約に基づき設置された委員会等に対する個人からの通報事例を可能な限り収集し、同委員会等の対応等について研究するため、「個人通報制度関係省庁研究会」を開催している（直近では、本年8月27日に、省庁関係者及び国連の委員会の委員を務める外部講師が参加して開催されている）。</li> <li>・こうしたことを踏まえ、年内閣議決定予定の第5次男女共同参画基本計画について、11月11日に男女共同参画会議から菅総理へ答申された「第5次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方」において、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と記載されており、国会においても、第5次男女共同参画基本計画の策定に向けては、選択議定書に係る外務省での検討を踏まえ、議論を進めるとされている。（令和2年10月30日参議院本会議における橋本男女共同参画担当大臣答弁）</li> <li>・なお、我が国は、女子差別撤廃条約のほか、同様に個人通報制度を規定している自由権規約、児童の権利条約、障害者権利条約、社会権規約の選択議定書を批准していない。</li> </ul> <p><b>※女子差別撤廃条約選択議定書とは</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女子差別撤廃条約選択議定書は、条約の実効性強化のため、個人通報制度、調査</li> </ul>

			<p>制度などについて規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 個人通報制度は、条約に定める権利を侵害された個人または集団が女子差別撤廃委員会（以下、委員会）に対して権利の侵害を通報し、委員会が通報内容を検討の上、見解又は勧告を当該締約国に通知する制度。なお、通報内容について国内の救済措置が尽くされていることが通報の前提条件となる。</li><li>• 調査制度は、委員会が条約に定める権利の重大または組織的な侵害を示唆する信頼できる情報がある場合に、その侵害の有無について調査し、調査結果を当該締約国に送付する制度。</li></ul>
--	--	--	---

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
2年-29 (2.11.11)	総務	日本学術会議任命拒否問題に係る真相究明等を求める意見書の提出について  足羽 佑太	<p><b>【現 状】</b></p> <p>日本学術会議法第17条の規定に基づき、日本学術会議が行った105名の会員の推薦に対して、2020年10月1日に菅内閣総理大臣が同法第7条第2項の規定に基づき、99名の会員を任命し、6名の任命を拒否した事案については、日本学術会議から任命しなかった理由の開示と任命を求める要望書が菅内閣総理大臣に提出されたものと承知している。</p> <p>○日本学術会議法（抜粋）</p> <p>第7条 日本学術会議は、210人の日本学術会議会員をもって、これを組織する。</p> <p>2 会員は、<u>第17条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。</u></p> <p>（略）</p> <p>第17条 <u>日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。</u></p>

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年-30号 (2.11.20)	生活環境	<p>風力発電施設のガイドラインの策定について</p> <p>鳥取県に風力発電施設に関するガイドラインの策定を求める会 代表 影井 俊一郎</p>	<p><b>【現状】</b></p> <p>1 風力発電施設は、電気事業法、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（いわゆるFIT法）、環境影響評価法をはじめとする様々な関係法令、国の通知やガイドライン等により、適切な事業計画の策定、設計、施工、管理、処分等について規定されている。</p> <p>2 国が作成している風力発電に係る事業計画策定ガイドラインでは、事業計画作成の初期段階から事業者が地域住民と適切なコミュニケーションを図り、説明会の開催等により事業への理解を得られるよう努めることや、防災、環境保全等の観点から策定した計画に基づき設計及び施工が適切に実施されること等が事業者に求められており、発電事業者は、主体的に関係法令やガイドライン等を遵守しながら事業を実施する必要がある。</p> <p>3 風力発電施設等の電気事業の許認可権限等は、電気事業法に基づき国が有しており、県では、風力発電施設設置許可手続である電気事業法の事前手続として位置づけられている環境影響評価手続において、事業者から方法書等の書類の提出を受け、関係市町村・住民、鳥取県環境影響評価審査会の専門家の意見を踏まえ、経済産業省等へ意見を述べている。</p> <p>4 他の都道府県においては、風力発電施設についてガイドライン等を策定しているところもある。</p> <p>&lt;全国の状況&gt; ガイドライン等を策定している都道府県 1道3県（北海道、長野県、兵庫県、鹿児島県）</p> <p>&lt;県内の状況&gt; ガイドライン等を策定している市町村はない。</p> <p><b>【県の取組状況】</b></p> <p>1 県内の再生可能エネルギーについては、平成24年のFIT制度の導入により普及が進み、令和2年3月現在で1,654百万KWhと、鳥取県の電力総需要の38.7%を占めるまでになっている。</p>

			<p>本年3月に策定した令和新時代とっとり環境イニシアティブプランでは、2030年度に需要電力における再生可能エネルギーの割合60%を目標としているが、これはFIT認定済等で運転開始が確実に見込まれるバイオマス発電等を見込んだものであり、風力発電の新增設はなくても達成可能な目標であると考えている。</p> <p>2 県では、再生可能エネルギーは、住民理解のもと導入されることが重要と考えており、これまでの事例においても、事業者に対し、住民理解に努めるよう要請するなどの対応をしてきている。</p> <p>3 環境影響評価手続において、環境影響調査結果及び詳細な事業計画等が事業者から県に提出された場合は、内容を確認し、環境影響評価の妥当性、事業内容を精査した上で、鳥取県環境影響評価審査会の専門家の御意見、関係市町村や住民からの御意見を踏まえた上で、適切に意見を述べていくことになる。</p> <p>県での環境影響評価の妥当性等の精査は、例えば、騒音については、国が専門家を交えた検討会で整理された内容を踏まえて策定された「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に基づき行うこととなり、当該指針では、風車からの影響は風況、地形、土地の利用状況等によって異なることなどから、地域の状況に応じた対応が求められるとされており、事案に応じて対応しているところである。</p> <p>4 なお、許認可等の手続において地元意見が適切に反映される仕組みの構築や地域住民の理解を得ないまま設置を進めることがないよう、国が責任をもって事業者を指導することを国に要望してきている。</p>
--	--	--	---

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年-31号 (2.11.24)	地域づくり	<p>全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう求める意見書の提出について</p> <p>沖縄と連帯するのとつりの会                      共同代表 石田正義                      共同代表 一盛 真                      共同代表 伊藤英司</p>	<p><b>【現 状】</b></p> <p>○日米地位協定の見直しに係る全国知事会の動き                      平成28年11月 「米軍基地負担に関する研究会」設置                      平成30年7月 「米軍基地負担に関する提言」を決議                      平成30年8月 「米軍基地負担に関する提言」を国及び在日米国大使館へ要請                      令和2年11月 「米軍基地負担に関する提言」を決議</p> <p>日米地位協定の見直しについては、全国知事会において、防衛は国の専権事項であるという認識のもとに、日米両政府に提言を行っている。                      また、在日米軍における新型コロナウイルス感染症防止対策についても、日米両国の責任において、引き続き徹底の強化を図り、常に最善の措置を取るとともに、関係自治体等への迅速かつ適切な情報提供に努めるよう決議している。                      なお、米軍基地等が所在する15都道府県で構成する渉外関係主要都道府県知事連絡協議会においても、日米地位協定改定を求め続けている。</p> <p><b>【県の取組状況】</b></p> <p>防衛は国の専権事項であり、県としても引き続き国の動向を注視していく。</p>

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年－32号 (2.11.25)	地域づくり	百塚古墳群の歴史的価値を鑑みての産業廃棄物最終処分場としての使用について  河本六美	<p><b>【現状】</b> 令和元年10月に（公財）鳥取県環境管理事業センター（以下、センター）から米子市淀江町の産業廃棄物処分場計画地における埋蔵文化財発掘の届出が県にあり、令和2年2月の県の通知を受けてセンターは当該土地の発掘調査を行った。</p> <p>&lt;発掘調査の結果&gt;</p> <p>○この通知を受け、センターは（一財）米子市文化財団に発掘調査を委託した（調査期間：令和2年6～11月）。百塚88号墳は6世紀後葉の百塚地域を統治した有力者の古墳であることは判明したものの、過去に調査した近隣の遺跡と比較しても規模は小さいことに加え、平成21年1～2月に米子市教育委員会が行った試掘調査結果で判明していたとおり、盗掘や土取り等で古墳の墳丘や石室が壊されている等残存状態は良好ではない状況であった。</p> <p><b>【県の取組状況】</b> &lt;発掘調査の経緯&gt;</p> <p>○令和元年10月にセンターから文化財保護法第93条に基づく埋蔵文化財発掘の届出があり、令和2年2月、県文化財局は発掘調査を行うよう通知を行った。</p> <p><b>【通知の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事範囲のうち百塚88号墳に係る埋蔵文化財包蔵地2,000平米については工事着手以前に発掘調査を実施すること。調査にあたっては、発掘調査期間を十分に確保し、調査に支障が無いように留意すること。</li> <li>・重要な遺構・遺物の発見があった場合は直ちに工事を中止し、その保存について米子市経済部文化観光局文化振興課文化財室及び鳥取県地域づくり推進部文化財局と協議すること。</li> </ul> <p><b>【当該通知の判断根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年1～2月に米子市教育委員会が行った試掘調査を行った結果による古墳の状況、県内の他の前方後円墳へのこれまでの対応等を鑑み、上記の通知内容としたもの。</li> </ul>